

小項目 No. 13 国際文化交流のための施設の整備に対する援助等の事業

大項目	I. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するため取るべき措置
中項目	2. 分野別事業方針等による事業の実施 (7) その他
小項目	No. 13 国際文化交流のための施設の整備に対する援助等の事業
中期計画	国際文化交流を目的とする施設の整備に対する援助、並びに国際文化交流のために用いられる物品の購入に関する援助及びこれらの物品の贈与を行う事業等については、特定事業を支援する目的でなされる寄附金を受け入れ、これを原資として当該特定事業に助成を行うことを通じ、民間資金の有効な活用を図り、日本及び海外で計画される国際文化交流活動を推進する。なお、寄附金の受け入れ、対象事業については基金に外部有識者からなる委員会を設け、適正な審査を行う。
年度計画	国際文化交流を目的とする施設の整備に対する援助、並びに国際文化交流のために用いられる物品の購入に関する援助及びこれらの物品の贈与を行う事業等については、特定事業を支援する目的でなされる寄附金を受け入れ、これを原資として当該特定事業に助成を行うことを通じ、民間資金の有効な活用を図り、日本及び海外で計画される国際文化交流活動を推進する。なお、寄附金の受け入れ、対象事業については基金に外部有識者からなる委員会を設け、適正な審査を行う。

【業務実績】

指標 1：特定寄附金受入れ及び特定助成金交付の状況

平成 25 年度においては、寄附者が特定する国際文化交流事業を支援する目的で、のべ 408 の個人・法人より総額 335,941 千円の寄附金を受入れた〔24 年度：517 の個人・法人、225,762 千円〕。同寄附金と平成 24 年度末に預り寄附金として受入れた 26,456 千円との合計 362,397 千円のうち、358,887 千円を原資として、16 件の事業に対し助成金を交付した。なお、残額 3,510 千円の寄附金は、平成 26 年度に助成金として交付する予定である。

助成対象事業ごとの寄附金受入れ・交付状況は以下の通り。

- ・ 国際的な学校間の教育ネットワーク形成を目的とした国際会議への日本人教員派遣等の人物交流事業 2 件について、20 の個人・法人より総額 45,760 千円の寄附金を受入れた。これと平成 24 年度末に預り寄附金として受入れた 5,006 千円との合計 50,766 千円のうち、49,556 千円を原資として助成金を交付した。残額の 1,210 千円は平成 26 年度に交付する予定である。
- ・ 米国のロースクールにおける日本法・日本文化理解促進を目的とした客員教授招へい等の日本研究支援事業 2 件について、14 の個人・法人より総額 26,957 千円の寄附金を受入れ、これを原資として助成金を交付した。
- ・ 世界で日本語を学ぶ青少年による日本語でのパネルディスカッション開催等の日本語普及事業 3 件について、123 の個人・法人より総額 20,093 千円の寄附金を受入れ、これを原資として助成金を交付した。

- ・ 国際法に関する国際学会総会及びそれに伴う公開シンポジウム開催等の催し事業 8 件について、242 の個人・法人より総額 137,451 千円の寄附金を受入れた。これと平成 24 年度末に預り寄附金として受入れた 21,450 千円との合計 158,901 千円のうち、156,601 千円を原資として 7 件の事業に対し助成金を交付した。残額の 2,300 千円は平成 26 年度に交付する予定である。
- ・ 米国の日本庭園及びその附帯施設の拡張整備事業等の施設整備事業 2 件について、9 の個人より 105,680 千円の寄附金を受入れ、これを原資として助成金を交付した。

また、平成 25 年度中に実施が完了した事業 15 件（24 年度以前に助成金を交付した事業も含む）に関しては、当該報告書等から計画通りに、もしくは、計画以上に順調に実施されたことが確認された。

指標 2 : 外部有識者による審査実施の状況

外交、会計監査、租税、言論等の分野の有識者 7 名からなる特定寄附金審査委員会を 3 回開催した。平成 25 年度に申込のあった案件 12 件を対象として、寄附申込者、特定助成対象事業等についての審査が行われ、全件について特定寄附金としての受入れが適当との意見が示されたため、この結果を踏まえて、特定寄附金の受入れを決定した。